浄化槽についてのお知らせ

環境保全課 環境保全係
☎42・5891

浄化槽の適正な維持管理をお願いします

合併処理浄化槽はトイレの水洗化で快適に生活ができるだけでなく、きれいな水を自然に帰し、美しく豊かな自然を守ります。

浄化槽は、下水道と同程度の汚水処理性能を持ちますが、正しい使い方と適正な維持管理が行われないと、機能を十分に発揮できません。浄化槽を設置している人それぞれが、保守点検・清掃・法定検査をきちんと行いましょう。

・保守点検は、定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託することをお勧めします。

・清掃は、年1回以上の実施が義務付けられています。市長の許可を受けた業者に頼みましょう。

・法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているか確認する大変重要な検査です。年1回、必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

【指定検査機関】
高知県環境検査センター
☎088・860・2400

合併浄化槽補助対象者追加募集

須崎市では、合併浄化槽の設置に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。今回、追加募集を行います。

【申込期間】
10月10日（木）～18日（金）
・土・日・祝日を除く。
・申込時間は午前8時30分～12時・午後1時～5時15分。

【申込方法】
・補助金申込書に必要事項を記入し、須崎市税完納証明書を添えて、環境保全課までご持参ください。
・申込書は、環境保全課で配付しているもの、または市ホームページからダウンロードしたものをご利用ください。

【募集予定基数】
・5人槽　1基
（1基分29万9千円）
・7人槽　1基
（1基分37万3千円）
※申し込み多数の場合、抽選により決定。

【補助対象地域】
・下水道の整備が当分見込まれない認可区域（大間西町・大間本町・山手町を除く地域）
・漁業集落排水施設設置区域以外の区域

【補助条件】
・今年度中に浄化槽の設置を完了し、平成26年3月20日までに実績報告書を提出できること。
・浄化槽設置工事を行っていないこと。（事前着工は認められません）

住宅リフォーム補助金申請受け付け中

須崎市では、住宅のリフォーム工事の費用を補助する「住宅リフォーム緊急支援制度」を実施しています。

◇対象者
（①②を共に満たす人）
①須崎市に1年以上継続して住民登録し、現に居住している人
②対象住宅の所有者および居住者の同一世帯に属する全員が、市税などに滞納がないこと

◇対象住宅
自己または親・子が所有し、居住している住宅

◇対象工事
①住宅リフォーム工事
②増築および改築工事
※工事は平成26年2月末までに完了すること。
※下水道供用地域（大間西町・大間本町・山手町）で、下水道に未接続の場合、接続工事を同時に行うことが条件。

◇対象とならない工事
・すでに着手または完了しているもの
・工事費用（消費税込み）が30万円未満のもの
・倉庫・駐車場・フェンスなどの住宅本体以外の工事
・冷暖房・給湯機などの機器のみの購入や修繕
・当補助制度を一度利用している人や、ほかの補助制度を併用している工事など

◇施工業者
市内の事業者

◇補助金額（限度額20万円）
工事費用（消費税込み）の20％の額（1万円未満の端数切捨）

◇申請期間
随時受け付け中
※予算額に達し次第終了

◇申請方法
申請書に必要書類を添付して住宅・建築課に提出してください。（申請書は住宅・建築課で配布。市ホームページにも掲載）

住宅・建築課　建築営繕係
☎42・5692